

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	配 置						種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考
	区域 番号	地 区	所管	施 設 規 模		地 域		状 況				
				区 域	地 名				延長 (m)			
鹿兒島湾西 岸ゾーン	1	山川海岸 伏目地区	水管理	指宿市山川福元字伏目3339番3 ～指宿市山川福元字伏目3339番2	-	-	離岸堤・人工リーフ	指宿市の一部	農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・人工リーフについては、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	2	山川漁港海岸 蕎麦角地区	水	指宿市山川福元地先	310	+5.7	護岸	指宿市の一部	農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	3	山川漁港海岸 福元地区	水	指宿市十二町地先	523	5.7	護岸・突堤・消波堤	指宿市の一部	住宅地、公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	4	指宿港海岸 指宿地区	港	指宿市湯の浜地先	2,870	-	護岸・突堤・ヘッドランド・離岸堤・養浜	指宿市の一部	住宅地、道路、温泉街	施設の新設・改良により、必要な防護機能を確保する。防護面では指宿市の温泉街の地先でもあるので、親水性・景観に配慮した面的防護を図る。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤、突堤（ヘッドランドを含む）については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	5	指宿海岸 指宿新田地区	農	指宿市十町湯口地先五間川橋梁左岸下流側親柱中心の位置	690	+5.3	堤防・樋門	指宿市の一部	住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・樋門については、定期的に点検等を行い、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	6	指宿海岸 東方地区	水管理	指宿市東方11,953番地 ～指宿市十町字浜畑1,912の4番地	1,495	+5.5 +5.5	護岸・突堤	指宿市の一部	住宅地、商業業務地、その他	施設の新設・改良により、必要な防護機能を確保する。防護面では背後の民家、観光地等を越波、飛沫から防護することを第一とする。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	7	魚見港海岸 魚見地区	港	指宿市魚見地先	750	-	護岸・突堤・離岸堤・養浜	指宿市の一部	住宅地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤、突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	8	指宿海岸 西方地区	水管理	指宿市西方字吹越後追4341番8 ～指宿市西方字松ノ本3503番地	2,850	+3.7 +3.7	堤防・護岸・離岸堤・人工リーフ	指宿市の一部	住宅地、農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・人工リーフについては、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	9	宮ヶ浜港海岸 宮ヶ浜地区	港	指宿市大字西方字吹越後追4,341番8～指宿市大字西方字松ノ本3,503番地	1,995	-	護岸・離岸堤	指宿市の一部	住宅地、道路、鉄道	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	10	指宿海岸 宮ヶ浜地区	水管理	指宿市西方字長尾川追7409番地 ～指宿市西方字山ノ田平7468番地	447	+5.0 +5.0	護岸	指宿市の一部	その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	11	今和泉漁港海岸 今和泉地区	水	指宿市岩本地先	864	+4.4	護岸・離岸堤・消波堤	指宿市の一部	住宅地、公共用地、農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤、消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	12	瀬崎港海岸 南地区	港	指宿市大字小牧字瀬崎91番1地先5号	99	+4.6	護岸	指宿市の一部	住宅地、道路	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	13	瀬崎港海岸 北地区	港	指宿市大字小牧字瀬崎20番1地先1号	213	+4.6	護岸・突堤・消波堤・水門	指宿市の一部	住宅地、道路	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	14	喜入海岸 生見地区	水管理	鹿兒島市喜入町生見字宮原2866番地の1 ～鹿兒島市喜入町生見字坂口2878番地の5	230	+4.2 +4.2	堤防	鹿兒島市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	15	生見漁港海岸 生見地区	水	鹿兒島市喜入町生見町地先	530	+4.5	堤防・護岸・離岸堤・消波堤	鹿兒島市の一部	住宅地、公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤、消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	16	喜入海岸 喜入南地区	水管理	鹿兒島市喜入町大字前之浜字打切濱2-1番地 ～鹿兒島市喜入町大字生見字二崩2732-1番地先	6,875	+4.5 +4.5	堤防・護岸・離岸堤	鹿兒島市の一部	住宅地、農用地	施設の新設により、必要な防護機能を確保する。防護面では前面の砂浜の保全を図り、その消波機能を活かした親水性に配慮した面的防護を図る。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号ロに定める。

所管区分凡例 農：農林水産省（農林振興局）水：農林水産省（水産庁）水管理：国土交通省（水管理・国土保全局）港：国土交通省（港湾局）

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	地 区	所管	配 置		種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	施設規模		地 域	状 況			
				地 名	延長 (m)						
鹿児島湾西岸ゾーン	17	前之浜漁港海岸前之浜地区	水	鹿児島市喜入前之浜地先	330 330 355	+3.0	護岸・離岸堤・消波堤	鹿児島市の一部 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤、消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	18	喜入港海岸喜入南地区	港	鹿児島市喜入町大字前之浜字打切濱2-1番地～揖宿郡喜入町大字生見字二崩2,732-1番地先	2,545	-	護岸	鹿児島市の一部 住宅地、道路、鉄道	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	19	喜入港海岸中名地区	港	鹿児島市喜入中名町1000-32	690	-	護岸	鹿児島市の一部 住宅地、道路、鉄道	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	20	喜入港海岸喜入北地区	港	鹿児島市喜入町大字瀬々串字鍛冶尾鼻378-1番地～揖宿郡喜入町大字中名字上り浜1,000-6番地	3930 3930 3930	-	堤防・護岸・離岸堤	鹿児島市の一部 住宅地、道路、鉄道	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	21	喜入海岸喜入北地区	水管理	鹿児島市喜入町大字瀬々串字鍛冶尾鼻378-1番地～鹿児島市喜入町大字中名字上り浜1000-6番地	3,978	+4.5 +4.5	堤防・護岸・離岸堤	鹿児島市の一部 住宅地、農用地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
鹿児島臨海ゾーン	22	鹿児島海岸平川地区	水管理	鹿児島市喜入町字鍛冶尾鼻322番地～鹿児島市平川町字砂取4440番イ号	1,450	+4.0 +4.0	護岸・消波堤	鹿児島市の一部 その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	23	鹿児島港海岸浜平川地区	港	鹿児島市平川町2511-2番地先	263	-	護岸	鹿児島市の一部 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	24	鹿児島港海岸谷山二区地区	港	鹿児島市南栄六丁目1番1地先	3,184	-	護岸	鹿児島市の一部 —	—	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	25	鹿児島港海岸谷山一区地区	港	鹿児島市南栄2丁目15-1地先	2,820	-	堤防・護岸	鹿児島市の一部 港湾施設	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	26	鹿児島港海岸木材港地区	港	鹿児島市宇宿二丁目532-7番地先	2,825	-	堤防・護岸	鹿児島市の一部 港湾施設	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	27	鹿児島港海岸南港地区	港	鹿児島市新栄町187番地先	2,889	-	堤防・護岸	鹿児島市の一部 港湾施設	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	28	鹿児島港海岸鴨池地区	港	鹿児島市天保山町2296番地先	5,032	-	堤防・護岸	鹿児島市の一部 港湾施設、住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	29	鹿児島港海岸本港新港地区	港	鹿児島市浜町133番地先	3,123	-	堤防・護岸	鹿児島市の一部 港湾施設	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	30	鹿児島港海岸祇園之洲地区	港	鹿児島市清水町12番地先	643	-	護岸	鹿児島市の一部 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	31	鹿児島海岸磯地区	水管理	鹿児島市吉野町字紡績9689番地の1～鹿児島市吉野町字新道9674番地の1	403	+1.7 +1.7	堤防・護岸・突堤・潜堤・養浜	鹿児島市の一部 住宅地、商業業務地、その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
桜島ゾーン	32	鹿児島海岸野尻地区	水管理	鹿児島市野尻町字山宮1番イ～鹿児島市野尻町字下ヒロ219番地4	285	+4.2 +4.2	堤防	鹿児島市の一部 住宅地、農用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	33	桜島港海岸野尻地区	港	鹿児島市野尻町燃添地先	320	-	護岸	鹿児島市の一部 港湾施設、住宅地	施設の新設・改良により、必要な防護機能を確保する。防護面では背後の港湾施設を越波、飛沫から防護することを第一とする。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	34	桜島港海岸湯之持木地区	港	鹿児島市東桜島町中原地先	486	-	護岸	鹿児島市の一部 港湾施設、住宅地	施設の新設・改良により、必要な防護機能を確保する。防護面では背後の港湾施設を越波、飛沫から防護することを第一とする。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	35	桜島港海岸古里地区	港	鹿児島市古里町字下村地先	125	-	堤防・護岸	鹿児島市の一部 港湾施設、住宅地	施設の新設・改良により、必要な防護機能を確保する。防護面では背後の港湾施設を越波、飛沫から防護することを第一とする。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	36	桜島海岸浦之前地区	水管理	鹿児島市高免町浦之前457番2～鹿児島市高免町浦之前457番3	200	+5.0 +5.0	護岸	鹿児島市の一部 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	37	桜島港海岸高免地区	港	鹿児島市高免町1-1地先	31	-	護岸	鹿児島市の一部 港湾施設、住宅地	施設の新設・改良により、必要な防護機能を確保する。防護面では背後の港湾施設を越波、飛沫から防護することを第一とする。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	38	桜島港海岸古水管理良地区	港	鹿児島市桜島白浜町古水管理良地先	89	-	護岸	鹿児島市の一部 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	39	桜島海岸新島地区	水管理	鹿児島市桜島赤水字島村3429番地の4～鹿児島市桜島赤水字島村3446番地の2	1,235	+4.1 +4.0	堤防・突堤・消波堤	鹿児島市の一部 森林	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号ロに定める。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	配 置					種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考
	区域 番号	地 区	所管	施 設 規 模			地 域	状 況			
				区 域 名	延長 (m)						
	40	西桜島海岸 西桜島地区	水管理	鹿児島市桜島小池町字方崎1531番地 ～鹿児島市桜島白浜字磯口1020番地	8,050	+4.0 +4.0	護岸・消波堤	鹿児島市の一部 住宅地, 農用地, 公 共用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施す る。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の 損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長 寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散 乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	41	桜島海岸 長谷地区	港	鹿児島市桜島赤生原町	463	-	護岸	鹿児島市の一部 港湾施設, 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等につい て定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切 な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	42	桜島海岸 桜島地区	港	鹿児島市桜島小池町方崎地先	160	-	護岸	鹿児島市の一部 住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等につい て定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切 な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	43	赤水漁港海岸 赤水地区	水	鹿児島市桜島赤水町元川原地先	900	+4.0	堤防・消波堤	鹿児島市の一部 住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価 を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るな ど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散 乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
鹿児島湾湾 奥ゾーン	44	重富漁港海岸 重富地区	水	始良市脇元地先	1,593	+6.5	堤防・護岸・突 堤	始良市の一部 住宅地, 公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸, 堤防については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点 検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を 図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・突堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散 乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	45	始良海岸 東餅田地区	水管理	始良市東餅田字江湖4173番地 ～始良市平松字井樋田7750番地	755	+5.4 +5.4	堤防・突堤・消 波堤	始良市の一部 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施す る。	・堤防・突堤については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に 応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保 する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散 乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	46	始良海岸 松原地区	農	始良市東餅田用水路北側～始良市東餅田用水路南側	1,997	6.5	護岸・突堤・樋 門	始良市の一部 住宅地, 商業業務 地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	【護岸】 護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評 価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るな ど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 【突堤】 突堤については, 被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘, 堤 体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿 命化を図るなど, 維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 【樋門】 樋門については, 定期的に点検等を行い, 設備の経年変化や劣化, 損傷 を調査するとともに, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修 繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	47	加治木海岸 振興地区	農	始良市加治木町大字木田字錦江地先～始良市加治木町大字木田字須崎地先	2,574	+6.5	堤防・突堤・樋 門	始良市の一部 住宅地, 商業業務 地, 工業地, 農用 地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	【堤防】 堤防については, 定期的に点検を行い, 経年変化に伴う劣化や損傷を調 査するとともに, 必要に応じて長寿命化を図るなど適切な維持・修繕に努 め, 施設の機能を確保する。 【樋門】 樋門については, 定期的に点検等を行い, 設備の経年変化や劣化, 損傷 を調査するとともに, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修 繕に努め, 施設の機能を確保する。 【突堤】 突堤については, 被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘, 堤 体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿 命化を図るなど, 維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	48	加治木海岸 黒川地区	農	始良市加治木町大字反土字黒川17番地南側東端から南方～距離12mの地点～日本酒類加治 木工場敷地南側西端から南南西10度距離25mの地点	716	+6.5	堤防・樋門	始良市の一部 住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	【堤防】 堤防については, 定期的に点検を行い, 経年変化に伴う劣化や損傷を調 査するとともに, 必要に応じて長寿命化を図るなど適切な維持・修繕に努 め, 施設の機能を確保する。 【樋門】 樋門については, 定期的に点検等を行い, 設備の経年変化や劣化, 損傷 を調査するとともに, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修 繕に努め, 施設の機能を確保する。	所管替手続中
	49	永浜漁港海岸 永浜地区	水	霧島市隼人町小浜風呂呂地先	370	+5.3	護岸	霧島市の一部 住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等につい て定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切 な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
鹿児島湾湾 奥ゾーン	50	隼人海岸 小浜地区	水管理	霧島市隼人町小浜字磯石6, 174 ～霧島市隼人町小浜字港994	1,385	+5.4	護岸	霧島市の一部 住宅地, その他	施設の新設・改良により, 必要な防護機能を確保する。防護面では背後 の港湾施設を越波, 飛沫から防護することを第一とする。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の 損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長 寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する	
	51	隼人海岸 永浜地区	水管理	霧島市隼人町小浜字風呂呂之口5839番地 ～霧島市隼人町野久美田字破戸脇640番地	986	+5.4 +5.4	堤防・消波堤	霧島市の一部 住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施す る。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の 損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長 寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散 乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	52	隼人海岸 真孝地区	農	霧島市隼人町真孝地先～霧島市隼人町真孝西浜田地先	2,508	+6.5	堤防・樋門	霧島市の一部 住宅地, 商業業務 地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	【堤防】 堤防については, 定期的に点検を行い, 経年変化に伴う劣化や損傷を調 査するとともに, 必要に応じて長寿命化を図るなど適切な維持・修繕に努 め, 施設の機能を確保する。 【樋門】 樋門については, 定期的に点検等を行い, 設備の経年変化や劣化, 損傷 を調査するとともに, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修 繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	53	隼人海岸 住吉地区	農	霧島市隼人町大字真孝地先～霧島市隼人町大字住吉向水管理原地先	3,252	+6.5	堤防・突堤・樋 門	霧島市の一部 住宅地, 商業業務 地, 工業地, 農用 地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	【堤防】 堤防については, 定期的に点検を行い, 経年変化に伴う劣化や損傷を調 査するとともに, 必要に応じて長寿命化を図るなど適切な維持・修繕に努 め, 施設の機能を確保する。 【樋門】 樋門については, 定期的に点検等を行い, 設備の経年変化や劣化, 損傷 を調査するとともに, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修 繕に努め, 施設の機能を確保する。 【突堤】 突堤については, 被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘, 堤 体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿 命化を図るなど, 維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	

注) 記載にあたっては, 旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号ロに定める。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域番号	配 置				種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考	
		地 区	所管	区 域			地 域	状 況				
				地 名								
延長 (m)	計画天端高 T.P. (m)											
鹿兒島湾湾奥ゾーン	54	国分海岸 国分地区	農	霧島市隼人町大字住吉字東川原地先～霧島市国分広瀬字港地先	2,978	+6.5	堤防・突堤・樋門	霧島市の一部	住宅地, 商業業務地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	【堤防】 堤防については, 定期的に点検を行い, 経年変化に伴う劣化や損傷を調査するとともに, 必要に応じて長寿命化を図るなど適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 【樋門】 樋門については, 定期的に点検等を行い, 設備の経年変化や劣化, 損傷を調査するとともに, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 【突堤】 突堤については, 被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	55	国分海岸 下井地区	農	霧島市広瀬港地先～霧島市下井塩浜地先	2,583	+6.5	堤防・突堤・樋門	霧島市の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。 樋門(水戸川)では, H27年度事業採択となりゲート関連, 遠方監視システム等の整備を実施する。	【堤防】 堤防については, 定期的に点検を行い, 経年変化に伴う劣化や損傷を調査するとともに, 必要に応じて長寿命化を図るなど適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 【樋門】 樋門については, 定期的に点検等を行い, 設備の経年変化や劣化, 損傷を調査するとともに, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 【突堤】 突堤については, 被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	56	国分海岸 敷根地区	水管理	霧島市国分敷根字泊田2601番地 ～霧島市国分敷根字南園1583の4番地	2,100	+4.4 +4.4	堤防・護岸・消波堤	霧島市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	57	福山海岸 福山地区	港	姪良郡福山町大字福山字大平72の2番地～姪良郡福山町大字福山字南園1, 583の4番地	2,004	-	堤防・護岸・突堤・養浜	福山町の一部	住宅地, 道路	施設の新設・改良により, 必要な防護機能を確保する。防護面では階段工により親水性を確保した面的防護を図るとともに植栽等により景観にも配慮する。	・護岸・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・突堤については, 被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	58	福山海岸 福山地区	水管理	霧島市福山町福山字大平72の2番地 ～霧島市福山町福山字南園1583の4番地	3,300	+4.4 +4.4	護岸・消波堤	霧島市の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	59	境漁港海岸 境地区	水	垂水市牛根境字芦戸地先	501	+4.4	堤防・護岸・消波堤	垂水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	60	垂水海岸 境地区	水管理	垂水市大字牛根籠字城1492の2番地 ～垂水市大字牛根籠字芦戸1330番地	566	+4.5 +4.5	堤防・消波堤	垂水市の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	61	浮津港海岸 浮津地区	港	垂水市牛根二川中山地先	278	-	堤防・護岸	垂水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	62	垂水海岸 深港地区	水管理	垂水市大字二川字小浜727番地 ～垂水市大字二川字川尻988の2番地	591	+4.3 +4.3	堤防・消波堤	垂水市の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	63	二川港海岸 二川地区	港	垂水市牛根二川磯口平地先	295	-	堤防・護岸	垂水市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	64	垂水海岸 二川地区	水管理	垂水市大字二川字磯11の3番地 ～垂水市大字二川字磯呼665の1番地	263 1038	+4.1 +4.1	堤防・護岸・突堤・消波堤	垂水市の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・突堤については, 被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	65	中浜漁港海岸 中浜地区	水	垂水市牛根籠字図師地先	263 263 581	+4.4	堤防・護岸	垂水市の一部	住宅地, 農地, 公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	台帳では管理者, 所有者ともに国交省海岸となっている。
	66	垂水海岸 牛根籠地区	水管理	垂水市大字牛根籠字敬花平4299の1番地 ～垂水市大字牛根籠字図師2772の2番地	6,201	+4.1 +4.1	堤防・護岸・消波堤	垂水市の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	67	垂水海岸 小浜地区	水管理	垂水市海潟2473の6番地 ～垂水市海潟2550の1番地	451	+4.8	堤防	垂水市の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
	68	垂水海岸 海潟地区	水管理	垂水市中俣上ノ中170の4番地 ～垂水市海潟西和田644の2番地	1,100	+4.8 +4.8	堤防・離岸堤・消波堤	垂水市の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・離岸堤・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	

注) 記載にあたっては, 旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号ロに定める。

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	区域 番号	地 区	所管	配 置		種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考
				区 域	施 設 規 模		地 域	状 況			
				地 名	延長 (m)						
鹿兒島湾東 岸ゾーン	69	海潟漁港海岸 海潟地区	水	垂水市大字海潟天神山地先	1,548	+3.7	堤防・護岸	垂水市の一部	住宅地, 農地	施設の改良により、必要な防護機能を確保する。防護面では背後の道路、民家を越波、飛沫から防護することを第一とする。	・護岸・堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	70	垂水港海岸 中俣地区	港	垂水市錦江町3番の1地先	1,095	-	護岸・離岸堤	垂水市の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	71	垂水港海岸 元垂水地区	港	垂水市元垂水地内	1,264	-	護岸・離岸堤	垂水市の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	72	垂水港海岸 錦江地区	港	垂水市錦江地内	861	-	護岸	垂水市の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	73	垂水海岸 垂水地区	水管理	垂水市大字新城字愛宕4227番地 ～垂水市大字本城字港新地4045番地	9,120	+4.8 +4.8	堤防・護岸・突堤・離岸堤・人工リーフ・消波堤	垂水市の一部	住宅地, 農用地, その他	施設の新設により、必要な防護機能を確保する。防護面では背後の道路、民家を越波、飛沫から防護することを第一とする。	・堤防・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤・消波堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・人工リーフ・突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	74	垂水南漁港海岸 新城地区	水	垂水市新城字蜜柑島地先 垂水市新城字南方地先	325	+4.4	護岸	垂水市の一部	住宅地, 公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	75	垂水海岸 新城地区	水管理	垂水市新城4227番地 ～垂水市新城4497のロ番地	249	+4.8 +4.8	堤防・突堤	垂水市の一部	住宅地, 農用地, 森林, その他	施設の新設により必要な防護機能を確保する。防護面では前面の砂浜の保全を図り、その消波機能を活かした親水性に配慮した面的防護を図る。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	76	鹿屋港海岸 古江北地区	港	鹿屋市古江町631番地	588	-	護岸	鹿屋市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	77	鹿屋港海岸 古江南地区	港	鹿屋市古江町7599の1番地	110	-	護岸	鹿屋市の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	78	鹿屋海岸 荒平地区	水管理	鹿屋市天神町字小長崎3683番地2 ～鹿屋市古江町934-1番地	1,566	+5.3 +5.0	護岸・離岸堤・人工リーフ	鹿屋市の一部	住宅地, 農用地, その他	施設の新設により、必要な防護機能を確保する。防護面では背後の道路、民家を越波、飛沫から防護することを第一とする。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・人工リーフについては、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
79	鹿屋海岸 塩屋地区	水管理	鹿屋市高須町大字高須字城ヶ崎2219番地 ～鹿屋市天神町字天神字塩屋3555の4番地	445	+5.0 +5.0	堤防	鹿屋市の一部	農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
80	高須港海岸 高須地区	港	鹿屋市高須町2061～鹿屋市新村2067	64 379	-	堤防・離岸堤	鹿屋市の一部	住宅地, 道路	施設の新設・改良により、必要な防護機能を確保する。防護面では前面の砂浜の保全を図り、その消波機能を活かした親水性・景観に配慮した面的防護を図る。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
81	鹿屋海岸 浜田地区	水管理	鹿屋市浜田町692番地 ～鹿屋市高須町1522の2番地	1,482	+5.0 +5.0	堤防・護岸・消波堤	鹿屋市の一部	住宅地, 農用地, 道路	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
82	鹿屋海岸 小浜地区	水管理	鹿屋市永小原町小浜3330番地のイ ～鹿屋市永小原町小浜3398番地のイ	140	+5.0 +5.0	堤防・離岸堤	鹿屋市の一部	住宅地, 農用地, 道路	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
83	鹿屋海岸 永目地区	水管理	鹿屋市永小原町永目3620番地 ～鹿屋市永小原町長目3557番地	157	+5.3 +5.3	堤防・離岸堤	鹿屋市の一部	住宅地, 農用地, 道路	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
84	大根占海岸 神之川地区	水管理	肝属郡大根占大字神川字追3304番5～肝属郡大根占大字神川字白木3848番	1,601	+5.2 +5.2	堤防・護岸・離岸堤・人工リーフ・消波堤	錦江町の一部	住宅地, 農用地, 道路	施設の新設により、必要な防護機能を確保する。防護面では前面の砂浜の保全を図り、その消波機能を活かした親水性・景観に配慮した面的防護を図る。	・堤防・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・消波堤・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
85	大根占港海岸 神之川地区	港	肝属郡錦江町神川字城ヶ崎地先～	1,064	-	護岸・離岸堤	錦江町の一部	住宅地, 農地	施設の新設・改良により、必要な防護機能を確保する。防護面では前面の砂浜の保全を図り、その消波機能を活かした親水性・景観に配慮した面的防護を図る。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

注) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号ロに定める。

所管区分凡例 農：農林水産省（農村振興局）水：農林水産省（水産庁）水管理：国土交通省（水管理・国土保全局）港：国土交通省（港湾局）

表 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

ゾーン名	配 置						種 類	受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	備 考
	区域 番号	地 区	所管	施 設 規 模		地 域		状 況				
				延 長 (m)	計画天端高 T.P. (m)							
鹿兒島湾東 岸ゾーン	86	大根占港海岸 城元地区	港	肝属郡錦江町城元磯地先		1,358	-	護岸・離岸堤	錦江町の一部	住宅地, 農地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・離岸堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	87	大根占海岸 馬場地区	水管理	肝属郡大根占大字馬場字長谷川ノ上1384番口～肝属郡大根占大字馬場字弓場ノ下117番4		2,110	+4.9 +4.9	堤防・護岸・離岸堤・消波堤	錦江町の一部	住宅地, 商業業務地, 農用地, その他	施設の新設により, 必要な防護機能を確保する。防護面では背後の道路, 民家を越波, 飛沫から防護することを第一とする。	・護岸・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤・離岸堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	88	根占海岸 町地区	水管理	肝属郡南大隅町根占川北字浜町25番2地先 ～肝属郡南大隅町根占川北字二ツ石608番地先		351	+5.2 +5.2	堤防・突堤・離岸堤	錦江町の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	89	根占港海岸 洲崎地区	港	肝属郡根占町大字川北字洲崎1番25地内の1号		240	-	護岸・突堤・離岸堤	根占町の一部	住宅地	施設の新設・改良により, 必要な防護機能を確保する。防護面では階段工により親水性を確保した面的防護を図るとともに植栽等により景観にも配慮する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	90	根占海岸 瀬脇地区	港	肝属郡根占町大字川南磯平1187番1地先の1号		-	-	-				-
	91	根占海岸 大浜地区	水管理	肝属郡南大隅町根占山本字船石7169の3番地 ～肝属郡南大隅町根占山本字阿湯浜7166番地		1,060	+5.8 +5.0	堤防・護岸・突堤・ヘッドランド・人工リーフ・消波堤・養浜	南大隅町の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防・突堤(ヘッドランドを含む)については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・人工リーフについては, 被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	92	根占海岸 小浜地区	水管理	肝属郡南大隅町根占辺田字小浜24番地 ～肝属郡南大隅町根占辺田字船石25番地3		65	+5.8 +5.8	堤防・消波堤	南大隅町の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	93	根占海岸 石走地区	水管理	肝属郡南大隅町根占辺田字磯口4281番の1号 ～肝属郡南大隅町根占辺田字庐山4010番の4号		182	-	消波堤	南大隅町の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	94	根占海岸 大川地区	水管理	肝属郡南大隅町根占辺田字塩入4530番地の2 ～肝属郡南大隅町根占辺田字大川4416番地		251	+5.8 +5.8	堤防・人工リーフ・消波堤	南大隅町の一部	住宅地, 農用地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・人工リーフについては, 被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
95	佐多海岸 片野坂地区	水管理	肝属郡南大隅町佐多馬籠字片野坂3673番7 ～肝属郡南大隅町佐多馬籠字新坂3705番1		376	+7.8 +5.4	護岸	南大隅町の一部	住宅地, 農用地, その他	施設の新設により, 必要な防護機能を確保する。防護面では, 護岸整備に伴い, 背後の埋立地に避難場所等の整備を町が行う。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	
鹿兒島湾東 岸ゾーン	96	佐多海岸 浮津地区	水管理	肝属郡南大隅町佐多伊座数字浮津5489番 ～肝属郡南大隅町佐多伊座数字下り松5497番7		-	-	-	南大隅町の一部	住宅地, 農用地, その他	-	-
	97	伊座敷漁港海岸 伊座敷地区	水	南大隅町佐多伊座敷地先		227	+4.2	護岸・消波堤	南大隅町の一部	住宅地, 公共用地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	98	佐多海岸 伊座敷地区	水管理	肝属郡南大隅町佐多伊座数字阿保谷西平2718番 ～肝属郡南大隅町佐多伊座数字園田平3761番		662	+6.5 +6.5	堤防・人工リーフ・消波堤	南大隅町の一部	住宅地, 農用地	施設の新設により, 必要な防護機能を確保する。防護面では前面の礫浜の保全を図り, その消波機能を活かした親水性・景観に配慮した面的防護を図る。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・人工リーフについては, 被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	99	佐多海岸 島泊地区	水管理	肝属郡南大隅町佐多伊座数字島泊228番地 ～肝属郡南大隅町佐多伊座数字島泊241番地の2		252	+6.5 +6.5	堤防・消波堤・人工リーフ	南大隅町の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・人工リーフについては, 被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
	100	島泊漁港海岸 島泊地区	水	南大隅町佐多伊座敷地先		108	+3.9	護岸	南大隅町の一部	住宅地	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。
101	佐多海岸 尾波瀬地区	水管理	肝属郡南大隅町佐多馬籠字尾波瀬301番地 ～肝属郡南大隅町佐多馬籠字恵美須平309番地		187	+6.8 +6.8	堤防・護岸	南大隅町の一部	住宅地, その他	既存施設の損傷・劣化等を把握し, 計画的な維持又は修繕を実施する。	・護岸・堤防については, 波浪による堤体前面の洗掘, 堤体内の空洞化, 施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じて長寿命化を図るなど, 適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。 ・消波堤については, 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について, 定期的に点検・評価を実施し, 必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め, 施設の機能を確保する。	

注) 記載にあたっては, 旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。  
注) 「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」については海岸法施行令第1条の2第1項第2号ロに定める。

所管区分凡例 農: 農林水産省(農林振興局) 水: 農林水産省(水産庁) 水管理: 国土交通省(水管理・国土保全局) 港: 国土交通省(港湾局)